



県章

# 山形県公報

令和8年4月7日(火)

第693号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 庄内空港緩衝緑地の有料公園施設の使用時間及び休業日……………(交通プロジェクト推進課) ……370
- 庄内空港緩衝緑地の利用料金……………(同) ……同
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……372
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……373
- 同……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神科病院の認定……………(障がい福祉課) ……374
- 応急入院指定病院の指定……………(同) ……同
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第2項後段の規定による措置を採ることができる応急入院指定病院の指定……………(同) ……同
- 県政史緑地の利用料金……………(県民文化芸術振興課) ……375
- 山形県総合文化芸術館の利用料金……………(同) ……同
- 山形県体育館及び山形県武道館の休業日……………(スポーツ振興課) ……384
- 山形県体育館及び山形県武道館の利用料金……………(同) ……385
- 昭和57年3月県告示第499号(山形県農作物優良品種)の一部改正……………(農業技術環境課) ……388
- 基本測量の終了の通知……………(農村計画課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……389
- 土地改良区の定款変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(同) ……同
- 同……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 最上川ふるさと総合公園内の有料公園施設の使用時間及び休業日(村山総合支庁西村山建設総務課) ……390
- 最上川ふるさと総合公園の利用料金……………(同) ……同
- 弓張平公園の利用料金……………(同) ……392
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……395
- 同……………(庄内総合支庁建築課) ……同

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(市町村課) ……396
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(病院事業局) ……同
- 同……………(同) ……397

**告 示**

**山形県告示第285号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、庄内空港緩衝緑地の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 使用時間及び休業日

有料公園施設の名称	使用時間	休業日
オートキャンプ場	宿泊を伴わない使用にあつては午前9時から午後4時まで、宿泊を伴う使用にあつては午後1時から翌日の午前11時まで	11月3日又は同月の第1日曜日のうちいずれか遅い日の翌日から翌年の4月の第2金曜日まで
テニスコート 多目的広場 アーチェリー場	午前9時から午後6時まで	12月29日から翌年の1月3日まで

2 適用期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

**山形県告示第286号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、庄内空港緩衝緑地の利用料金を次のとおり承認した。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分	単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為	1人1日につき	790円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	80円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為	1人1日につき	790円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき 790円
	映画撮影	1日につき 16,010円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル1日につき 1,920円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ 主要施設の利用料金

有料公園施設の名称	区 分		利 用 料 金	
オートキャンプ場	入 場	児童生徒等（幼稚園の幼児及びこれに準ずる者を除く。）	1人1回当たり 220円	
		児童生徒等以外の者	1人1回当たり 440円	
	テントサイトの使用	宿泊を伴わない使用	1区画1回当たり 1,250円	
		宿泊を伴う使用	繁忙期	1区画1泊当たり 3,500円
			上記以外の日	1区画1泊当たり 1,750円
テニスコート	児童生徒等のみが使用する場合		1面1時間当たり 290円	
	上記以外の場合		1面1時間当たり 580円	
多目的広場	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 290円	
		上記以外の場合	1時間当たり 580円	
	半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 150円	
		上記以外の場合	1時間当たり 290円	
アーチェリー場	アーチェリーに使用する場合	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 900円
			上記以外の場合	1時間当たり 1,800円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1回当たり 220円
			上記以外の場合	1人1回当たり 440円
	アーチェリー以外の用途に使用する場合	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 290円
			上記以外の場合	1時間当たり 580円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり 50円
			上記以外の場合	1人1時間当たり 100円

ロ 附属施設及び器具の利用料金

区 分		単 位	利 用 料 金
オートキャンプ場	温水シャワー	1回につき	100円
	洗濯機	1回につき	100円

	衣類乾燥機	1回につき	100円
テニスコート	温水シャワー	1回につき	100円
	会議室	1時間につき	340円

ハ 電気等消費及び暖冷房使用に係る加算額

区 分		単 位	加 算 額
オートキャンプ場	電 気	テントサイト (宿泊を伴わない使用)	1区画 1回につき 500円
		テントサイト (宿泊を伴う使用)	1区画 1泊につき 1,000円

備考

- この表において「繁忙期」とは、7月及び8月並びに土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

山形県告示第287号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	定 員	指定年月日
長井市 長井市栄町1番1号	長井市すみれ学園 長井市ままの上5番1号	児 童 発 達 支 援	10名	令和 8. 4. 1
長井市 長井市栄町1番1号	長井市すみれ学園 長井市ままの上5番1号	放課後等デイサー ビス	20名	同

山形県告示第288号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	廃止年月日
株式会社すまいるはーと 東置賜郡高島町大字馬頭1043番 地の4	多機能型事業所すまいるはーと 東置賜郡高島町大字馬頭1043番地の 4	児 童 発 達 支 援	令和 8. 3. 31

## 山形県告示第289号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定員	指定年月日
NPO法人ひらた里山の会 酒田市砂越字上川原459番地2	放課後等デイサービス事業所あすか 酒田市飛鳥字契約場45番4	放課後等デイサービス	10名	令和8.4.1

## 山形県告示第290号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
社会福祉法人恵泉会 鶴岡市茅原町28番10号	鶴岡市立あおば学園 鶴岡市宝町18番50号	保育所等訪問支援	令和8.4.1

## 山形県告示第291号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人ふじの里	指定訪問ヘルプサービスふじの花荘 鶴岡市藤の花一丁目18番地1	訪問介護	令和8.3.31
医療法人健友会	訪問看護ステーション「かがやき」 酒田市中町三丁目3番18号	訪問看護	同

## 山形県告示第292号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人やすらぎの会 鶴岡市西新斎町21番8号	多機能型事業所「日本海」 酒田市泉町11番18号	自立訓練（生活訓練）	令和8.3.31

**山形県告示第293号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項及び第33条第3項の規定により、任意入院者等の診察を特定医師に行わせることができる精神科病院を次のとおり認定した。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
社会医療法人二本松会 山形さくら町病院	山形市桜町2番75号	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
社会医療法人公徳会 佐藤病院	南陽市栲塚948番地の1	同
公立置賜総合病院	東置賜郡川西町大字西大塚2000番地	同
山形県立こころの医療センター	鶴岡市北茅原町13番1号	同
医療法人山容会 山容病院	酒田市浜松町1番7号	同

**山形県告示第294号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の6第1項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	指 定 期 間
社会医療法人公徳会 若宮病院	山形市吉原二丁目15番3号	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
社会医療法人二本松会 かみのやま病院	上山市金谷字下河原1370番地	同
医療法人社団斗南会 秋野病院	天童市大字久野本362番地の1	同
医療法人風心堂 小原病院	西村山郡河北町谷地字月山堂151番地1	同
医療法人社団清明会 PFC HOSPITAL	新庄市大字福田806番地	同
社会医療法人公徳会 米沢こころの病院	米沢市アルカディア一丁目808番32	同
医療法人杏山会 吉川記念病院	長井市成田1888番1	同

**山形県告示第295号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の6第1項の規定により、同条第2項後段の規定による措置を採ることができる応急入院指定病院を次のとおり指定した。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	指 定 期 間
社会医療法人二本松会 山形さくら町病院	山形市桜町2番75号	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
公立置賜総合病院	東置賜郡川西町大字西大塚2000番地	同
社会医療法人公徳会 佐藤病院	南陽市柵塚948番地の1	同
山形県立こころの医療センター	鶴岡市北茅原町13番1号	同
医療法人山容会 山容病院	酒田市浜松町1番7号	同

**山形県告示第296号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、県政史緑地の利用料金を次のとおり承認した。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区 分	単 位	金 額
条例第5条第1項第1号に掲げる行為	1人1日につき	790円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	80円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為	1人1日につき	790円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき 790円
	映画撮影	1日につき 16,010円

備考 使用面積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

2 適用期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

**山形県告示第297号**

山形県総合文化芸術館条例（平成30年3月県条例第36号）第10条第2項の規定により、山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モールを除く。）の利用料金を次のとおり承認した。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

区分			金額					
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大ホール	全席使用	土曜日等	48,300円	69,600円	89,500円	117,900円	159,100円	207,400円
		上記以外の日	39,900円	59,600円	75,200円	99,500円	134,800円	174,700円
	1階席及び2階席使用	土曜日等	38,600円	55,700円	71,600円	94,300円	127,300円	165,900円
		上記以外の日	31,900円	47,700円	60,200円	79,600円	107,900円	139,800円
	1階席のみ使用	土曜日等	33,800円	48,700円	62,700円	82,500円	111,400円	145,200円
		上記以外の日	27,900円	41,700円	52,600円	69,600円	94,300円	122,200円
ホワイエのみ使用							1平方メートル当たり 78円	
小楽屋1		800円	1,000円	1,000円	1,800円	2,000円	2,800円	
小楽屋2								
小楽屋3		400円	600円	600円	1,000円	1,200円	1,600円	
小楽屋4								
中楽屋1	全部使用	700円	900円	900円	1,600円	1,800円	2,500円	
	分割使用	400円	500円	500円	900円	1,000円	1,400円	
中楽屋2		400円	700円	700円	1,100円	1,400円	1,800円	
中楽屋3								
大楽屋1		1,000円	1,300円	1,300円	2,300円	2,600円	3,600円	
大楽屋2		800円	1,000円	1,000円	1,800円	2,000円	2,800円	
大楽屋3								
スタジオ1		5,800円	7,200円	7,200円	13,000円	14,400円	20,200円	
スタジオ2	全部使用	6,500円	7,800円	7,800円	14,300円	15,600円	22,100円	
	分割使用	3,300円	3,900円	3,900円	7,200円	7,800円	11,100円	
練習室1		3,600円	4,400円	4,400円	8,000円	8,800円	12,400円	
練習室2		1,900円	2,400円	2,400円	4,300円	4,800円	6,700円	
練習室3		1,900円	2,200円	2,200円	4,100円	4,400円	6,300円	
練習室4		600円	700円	700円	1,300円	1,400円	2,000円	
会議室1		1,300円	1,600円	1,600円	2,900円	3,200円	4,500円	
会議室2								
会議室3								
ロビー							1平方メートル当たり 78円	
ピロティ							1平方メートル当たり 11円	

イベント広場	1平方メートル当たり 11円
--------	-------------------

備考

- この表において「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。
- 使用者が入場料金（いずれの名義であるかを問わず、入場者から領収する入場の対価をいう。以下同じ。）を領収する場合において、入場料金の額が1,000円以上3,000円未満のときはこの表に掲げる額（以下この表において「基本額」という。）の1.5倍に相当する額、入場料金の額が3,000円以上5,000円未満のときは基本額の2倍に相当する額、入場料金の額が5,000円以上7,000円未満のときは基本額の2.5倍に相当する額、入場料金の額が7,000円以上のときは基本額の3倍に相当する額とする。
- 専ら練習、準備又は後始末のため大ホール（ホワイエのみを使用する場合を除く。）を使用する場合は、全席を使用した場合の基本額の2分の1に相当する額とする。
- 大ホール（ホワイエのみを使用する場合に限る。）、ロビー、ピロティ及びイベント広場の使用面積が1平方メートル未満であるとき又は当該面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 算出した使用料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 利用時間がこの表に掲げる時間帯に満たない場合であって指定管理者が必要があると認めて使用するときの利用料金の額は、次のとおりとする。

区分		1時間当たりの利用料金の額	
		午前9時から午後10時まで	
大ホール	全席使用	土曜日等	14,700円
		上記以外の日	12,400円
	1階席及び2階席使用	土曜日等	11,700円
		上記以外の日	9,900円
	1階席のみ使用	土曜日等	10,300円
		上記以外の日	8,700円
小楽屋1		200円	
小楽屋2			
小楽屋3		100円	
小楽屋4			
中楽屋1			
中楽屋2			
中楽屋3			
大楽屋1		200円	
大楽屋2			
大楽屋3			

備考

- この表において「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日という。
- 使用者が入場料金を領収する場合において、入場料金の額が1,000円以上3,000円未満のときはこの表に掲げる額（以下この表において「基本額」という。）の1.5倍に相当する額、入場料金の額が3,000円以上5,000円未満のときは基本額の2倍に相当する額、入場料金の額が5,000円以上7,000円未満のときは基本額の2.5倍に相当する額、入場料金の額が7,000円以上のときは基本額の3倍に相当する額とする。
- 専ら練習、準備又は後始末のため大ホール（ホワイエのみを使用する場合を除く。）を使用する場合は、全席を使用した場合の基本額の2分の1に相当する額とする。
- 算出した使用料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

## (2) 設備

## イ 大ホール

区分	設備名	単位	使用料の額	加算額
舞台設備	音響反射板	一式	4,480円	1,460円
	オーケストラピット	一式	4,950円	1,610円
	所作台	一式	7,450円	2,420円
	花道用所作台	一式	2,860円	930円
	仮設鳥屋囲い	一式	570円	190円
	松羽目	一式	1,940円	630円
	平台	1台	120円	40円
	開き足、箱足、木台	1台	60円	20円
	演台	一式	730円	240円
	司会者台	1台	370円	120円
	金びょうぶ	1双	1,480円	480円
	銀びょうぶ	1双	1,480円	480円
	鳥の子びょうぶ	1双	1,480円	480円
	国旗	1枚	110円	40円
	県旗	1枚	110円	40円
	吊看板 <sup>つり</sup>	一式	560円	180円
	めくり台	1台	120円	40円
	人形立て	1本	60円	20円
	リノリウム	1枚	370円	120円
	地がすり	一式	820円	270円
	紗幕 <sup>しゃ</sup>	一式	960円	310円
	緋毛せん <sup>ひ</sup>	1枚	130円	40円
	紺毛せん	1枚	130円	40円
	長座布団	1枚	250円	80円
	高座用座布団	1枚	250円	80円
	上敷ござ	1枚	120円	40円
	指揮台(指揮者用譜面台及び指揮者用椅子を含む。)	一式	350円	110円
	演奏者用譜面台	1台	180円	60円
	演奏者用椅子	1脚	110円	40円
	譜面灯	1台	80円	30円
	コントラバス用椅子	1脚	120円	40円
	ピアノ椅子	1脚	120円	40円
	ピアノ	グランドピアノ(スタインウェイ)	1台	12,000円
グランドピアノ(ベヒシュタイン)		1台	6,720円	2,180円
映写設備	ビデオプロジェクター	一式	17,140円	5,570円
	スクリーン	1張	1,940円	630円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	1,340円	440円
	移動用モニター	1台	560円	180円
音響設備	拡声装置(ダイナミックマイクロホン1本を含む。)	一式	2,980円	970円
	三点吊 <sup>つり</sup> マイクロホン装置	一式	960円	310円
	移動型スピーカー	1台	390円	130円
	移動型アンプ	1台	570円	190円

	16c h 移動型ミキサー	1台	1,700円	550円
	32c h 移動型ミキサー	1台	3,400円	1,110円
	ダイレクトボックス	1台	560円	180円
	コンデンサーマイクロホン	1本	1,100円	360円
	ダイナミックマイクロホン	1本	960円	310円
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,180円	380円
	マイクロホンスタンド	1本	280円	90円
	録音再生機器	1台	1,340円	440円
照明設備	ボーダーライト	1列	1,180円	380円
	アッパーホリゾンライト	1列	1,480円	480円
	ローアホリゾンライト	1列	1,480円	480円
	サスペンションライト	1列	1,780円	580円
	ブリッジライト	1列	2,670円	870円
	フロントサイドスポットライト	1区間	1,480円	480円
	第1シーリングスポットライト	1列	3,290円	1,070円
	第2シーリングスポットライト	1列	4,940円	1,610円
	トーマンタルスポットライト	1基	730円	240円
	バルコニススポットライト	1列	1,780円	580円
	フォロースポットライト	1台	3,700円	1,200円
	ストリップライト	1台	130円	40円
	スポットライト（500ワット以下）	1台	250円	80円
	スポットライト（500ワット超1キロワット以下）	1台	370円	120円
	スポットライト（1キロワット超）	1台	490円	160円
	パーライト	1台	370円	120円
	LEDパーライト	1台	620円	200円
	ムービングライト	1台	4,480円	1,460円
	エフェクトスポットライト用効果マシン	1台	730円	240円
	先玉	1個	180円	60円
	ミラーボール	1台	730円	240円
	星球	一式	730円	240円
	スモークマシン	1台	1,480円	480円
	効果器	1台	730円	240円
	カラーフィルタ	1枚	170円	60円
	スタンド	1本	280円	90円
	ラダースタンド	1基	580円	190円
	2連アーム	1本	220円	70円
	平置きベース	1台	60円	20円
	移動型調光ボックス	1台	260円	80円
	据置型調光卓	1台	4,480円	1,460円
	移動型調光卓	1台	4,480円	1,460円
その他	持込み器具用電源設備	1キロワット	1時間当たり 70円	1時間当たり 90円

備考

- この表に定める額（持込み器具用電源設備に係るものを除く。）は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの使用料の額並びに午後10時から翌日の午前9時までの間の1時間当たりの使用料の加算額である。
- 持込み器具用電源設備に係る使用料の額の算定は、持込み器具の定格消費電力の総計（キロワットに

よるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。)により行うものとする。

- 3 使用時間が第1項に定める時間帯に満たない場合であって指定管理者が必要があると認めて使用するときの使用料の額は、次のとおりとする。

区分	設備名	単位	1時間当たりの使用料の額
			午前9時から午後10時まで
舞台設備	音響反射板	一式	1,030円
	オーケストラピット	一式	1,140円
	所作台	一式	1,710円
	花道用所作台	一式	660円
	仮設鳥屋囲い	一式	130円
	松羽目	一式	440円
	平台	1台	20円
	開き足、箱足、木台	1台	10円
	演台	一式	160円
	司会者台	1台	80円
	金びょうぶ	1双	340円
	銀びょうぶ	1双	340円
	鳥の子びょうぶ	1双	340円
	国旗	1枚	20円
	県旗	1枚	20円
	つり 吊看板	一式	120円
	めくり台	1台	20円
	人形立て	1本	10円
	リノリウム	1枚	80円
	地がすり	一式	180円
	しゃ 紗幕	一式	220円
	ひ 緋毛せん	1枚	30円
	紺毛せん	1枚	30円
	長座布団	1枚	50円
	高座用座布団	1枚	50円
	上敷ござ	1枚	20円
	指揮台（指揮者用譜面台及び指揮者用椅子を含む。）	一式	80円
	演奏者用譜面台	1台	40円
	演奏者用椅子	1脚	20円
	譜面灯	1台	10円
	コントラバス用椅子	1脚	20円
	ピアノ椅子	1脚	20円
ピアノ	グランドピアノ（スタインウェイ）	1台	2,760円
	グランドピアノ（ベヒシュタイン）	1台	1,550円
映写設備	ビデオプロジェクター	一式	3,950円
	スクリーン	1張	440円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	300円
	移動用モニター	1台	120円
音響設備	拡声装置（ダイナミックマイクロホン1本を含む。）	一式	680円

	三点吊 <sup>つり</sup> マイクロホン装置	一式	220円
	移動型スピーカー	1台	90円
	移動型アンプ	1台	130円
	16c h 移動型ミキサー	1台	390円
	32c h 移動型ミキサー	1台	780円
	ダイレクトボックス	1台	120円
	コンデンサーマイクロホン	1本	250円
	ダイナミックマイクロホン	1本	220円
	ワイヤレスマイクロホン	1本	270円
	マイクロホンスタンド	1本	60円
	録音再生機器	1台	300円
照明設備	ボーダーライト	1列	270円
	アッパーホリゾンライト	1列	340円
	ロアーホリゾンライト	1列	340円
	サスペンションライト	1列	410円
	ブリッジライト	1列	610円
	フロントサイドスポットライト	1区間	340円
	第1シーリングスポットライト	1列	750円
	第2シーリングスポットライト	1列	1,140円
	トーメンタルスポットライト	1基	160円
	バルコニススポットライト	1列	410円
	フォロースポットライト	1台	850円
	ストリップライト	1台	30円
	スポットライト（500ワット以下）	1台	50円
	スポットライト（500ワット超1キロワット以下）	1台	80円
	スポットライト（1キロワット超）	1台	110円
	パーライト	1台	80円
	LEDパーライト	1台	140円
	ムービングライト	1台	1,030円
	エフェクトスポットライト用効果マシン	1台	160円
	先玉	1個	40円
	ミラーボール	1台	160円
	星球	一式	160円
	スモークマシン	1台	340円
	効果器	1台	160円
	カラーフィルタ	1枚	30円
	スタンド	1本	60円
	ラダースタンド	1基	130円
	2連アーム	1本	50円
	平置きベース	1台	10円
	移動型調光ボックス	1台	60円
	据置型調光卓	1台	1,030円
	移動型調光卓	1台	1,030円

ロ スタジオ及び練習室

区分	設備名	単位	使用料の額	加算額
共通	演奏者用譜面台	1台	100円	30円
	コントラバス用椅子	1脚	120円	40円
	背ありピアノ椅子	1脚	120円	40円
	音響ユニット	一式	3,250円	1,060円
	移動式スピーカー	1台	370円	120円
	ダイナミックマイクロホン	1本	630円	200円
	ワイヤレスマイクロホン	1本	910円	300円
	マイクロホンスタンド	1本	280円	90円
	ビデオプロジェクター	一式	1,130円	370円
	スクリーン	1張	340円	110円
	シャワー室	1室	560円	180円
	持込み器具用電源設備	1キロワット	1時間当たり 70円	1時間当たり 90円
スタジオ1	簡易ステージ	1台	300円	100円
	指揮台（指揮者用譜面台及び指揮者用椅子を含む。）	一式	260円	80円
	グランドピアノ	1台	5,990円	1,950円
	LEDパーライト	1台	620円	200円
	調光操作卓	一式	1,370円	450円
スタジオ2	簡易ステージ	1台	300円	100円
	リノリウム	1枚	180円	60円
	グランドピアノ	1台	3,420円	1,110円
	LEDパーライト	1台	620円	200円
	調光操作卓	一式	1,370円	450円
練習室1	グランドピアノ	1台	3,420円	1,110円
練習室2	アップライトピアノ	1台	1,120円	360円
練習室4	ドラムセット	一式	1,020円	330円
	キーボード	一式	1,020円	330円
	ギターアンプ	1台	1,020円	330円
	ベースアンプ	1台	1,020円	330円
	音響ユニット	一式	3,990円	1,300円

備考

- この表に定める額（持込み器具用電源設備に係るものを除く。）は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの使用料の額並びに午後10時から翌日の午前9時までの間の1時間当たりの使用料の加算額である。
- 持込み器具用電源設備に係る使用料の額の算定は、持込み器具の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。）により行うものとする。

ハ 会議室

設備名	単位	使用料の額	加算額
ビデオプロジェクター	一式	1,130円	370円
スクリーン	1張	340円	110円
持込み器具用電源設備	1キロワット	1時間当たり 70円	1時間当たり 90円

備考

- この表に定める額（持込み器具用電源設備に係るものを除く。）は、午前9時から正午までの間、午

後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの使用料の額並びに午後10時から翌日の午前9時までの間の1時間当たりの使用料の加算額である。

- 2 持込み器具用電源設備に係る使用料の額の算定は、持込み器具の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。）により行うものとする。

ニ 多目的スペース

区分	設備名	単位	使用料の額	加算額
共通	持込み器具用電源設備	1キロワット	1時間当たり 70円	1時間当たり 90円
ロビー	演奏者用譜面台	1台	100円	30円
	コントラバス用椅子	1脚	120円	40円
	背ありピアノ椅子	1脚	120円	40円
	移動式スピーカー	1台	370円	120円
	ワイヤレスマイクロホン	1本	910円	300円
	マイクロホンスタンド	1本	280円	90円
	ビデオプロジェクター	一式	1,130円	370円
	スクリーン	1張	340円	110円
ピロティ及びイベント広場	シャワー室	1室	560円	180円
	テント	一式	1,460円	150円
	折り畳み机	1台	220円	20円
	折り畳み椅子	1脚	110円	10円
	音響ユニット	一式	2,640円	260円
	水道	1口	470円	50円

備考

- 1 この表に定める額（持込み器具用電源設備及びロビーの項に係るものを除く。）は、午前9時から午後10時までの間の1回当たりの使用料の額及び午後10時から翌日の午前9時までの間の1時間当たりの使用料の加算額である。
- 2 持込み器具用電源設備に係る使用料の額の算定は、持込み器具の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。）により行うものとする。
- 3 ロビーの項に定める額は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの使用料の額並びに午後10時から翌日の午前9時までの間の1時間当たりの使用料の加算額である。

(3) 施設の使用時間を超えて使用する場合の加算額

区分		加算額
大ホール	午前7時から午前9時まで	(1)の表に定める午前9時から正午までの使用時間に係る金額を3で除した額に1.3を乗じた額
	午後10時から翌日の午前0時まで	(1)の表に定める午後6時から午後10時までの使用時間に係る金額を4で除した額に1.3を乗じた額
小楽屋1		200円
小楽屋2		
小楽屋3		100円
小楽屋4		
中楽屋1	全部使用	200円
	分割使用	100円
中楽屋2		100円
中楽屋3		
大楽屋1		300円

大楽屋 2		200円
大楽屋 3		
スタジオ 1		2,000円
スタジオ 2	全部使用	2,200円
	分割使用	1,100円
練習室 1		1,200円
練習室 2		600円
練習室 3		
練習室 4		100円
会議室 1		400円
会議室 2		
会議室 3		
ロビー	1平方メートル当たり	7円
ピロティ	1平方メートル当たり	1円
イベント広場	1平方メートル当たり	1円

備考

- 1 この表に定める額は、午後10時から翌日の午前9時までの間の1時間当たりの加算額である。
  - 2 (1)の表に定める使用時間を超えて大ホールを使用した場合であって、当該使用時間に係る使用料について同表の備考第2項の規定の適用を受けたとき（当該使用時間に対する許可に係る使用のため当該使用時間を超えて大ホールを使用した場合に限る。）は、当該使用時間を超えて使用した大ホールに係る使用料の加算額については、この表中「金額」とあるのは、「金額に同表の備考第2項の規定を適用した場合に得られる額」とする。
  - 3 (1)の表に定める使用時間を超えて大ホールを使用した場合であって、当該使用時間に係る使用料について同表の備考第3項の規定の適用を受けたとき（当該使用時間を超えて専ら練習、準備又は後始末のため大ホールを使用した場合に限る。）は、当該使用時間を超えて使用した大ホールに係る使用料の加算額については、この表中「金額」とあるのは、「金額に同表の備考第3項の規定を適用した場合に得られる額」とする。
  - 4 この表により算出した利用料金の加算額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- (4) 冷暖房を使用する場合の加算額

区分		加算額	
		冷房	暖房
大ホール	全席使用	9,130円	9,130円
	1階席及び2階席使用	7,300円	7,300円
	1階席のみ使用	6,390円	6,390円

備考

- 1 この表に定める額は、1時間当たりの加算額である。
  - 2 専ら練習、準備又は後始末のため大ホールを使用する場合は、1階席のみ使用した場合の額とする。
- 2 適用期間  
令和8年10月1日から令和12年3月31日まで

山形県告示第298号

山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）第9条第2項の規定により、山形県体育館及び山形県武道館の休業日を次のとおり承認した。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 休業日

- (1) 毎月の第3月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。））であるときは、その日後においてもっとも近い休日でない日）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 適用期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

山形県告示第299号

山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）第11条第2項の規定により、山形県体育館及び山形県武道館の利用料金を次のとおり承認した。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

イ 山形県体育館

(イ) 主競技場の全部（ステージを含む。）を単独で使用する場合

区 分			利用料金の額	
			午前5時から午後6時まで	午後6時から午前5時まで
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 900円	1時間当たり 1,300円
		上記以外の場合	1時間当たり 1,800円	1時間当たり 2,600円
	入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,800円	1時間当たり 2,600円
		上記以外の場合	1時間当たり 3,600円	1時間当たり 5,200円
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 9,000円	1時間当たり 13,000円
	入場料金を領収する場合		1時間当たり 36,000円	1時間当たり 52,000円

(ロ) 主競技場の北側又は南側の部分を単独で使用する場合

区 分			利用料金の額	
			午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 450円	1時間当たり 650円
		上記以外の場合	1時間当たり 900円	1時間当たり 1,300円

(ハ) 小競技場の全部を単独で使用する場合

区 分			利用料金の額	
			午前5時から午後6時まで	午後6時から午前5時まで
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 450円	1時間当たり 650円
		上記以外の場合	1時間当たり 900円	1時間当たり 1,300円
	入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 900円	1時間当たり 1,300円

		上記以外の場合	1時間当たり 1,800円	1時間当たり 2,600円
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 4,500円	1時間当たり 6,500円
	入場料金を領収する場合		1時間当たり 18,000円	1時間当たり 26,000円

(二) (イ)、(ロ)及び(ハ)以外の場合

a 個人使用の場合

区 分	使用の単位	利用料金の額
児童等が使用する場合	午前9時から午後9時までの4時間当たり	60円
生徒等が使用する場合		110円
上記以外の場合		220円

b 回数券で使用する場合

区 分	利用料金の額
児童等が使用する場合	1人11回当たり 600円
生徒等が使用する場合	1人11回当たり 1,100円
上記以外の場合	1人11回当たり 2,200円

ロ 山形県武道館

(イ) 柔道場又は剣道場の全部を単独で使用する場合

区 分			利用料金の額	
			午前5時から午後6時まで	午後6時から午前5時まで
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 300円	1時間当たり 400円
		上記以外の場合	1時間当たり 600円	1時間当たり 800円
	入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 600円	1時間当たり 800円
		上記以外の場合	1時間当たり 1,200円	1時間当たり 1,600円
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 2,400円	1時間当たり 3,200円
	入場料金を領収する場合		1時間当たり 4,800円	1時間当たり 6,400円

(ロ) (イ)以外の場合

a 個人使用の場合

区 分	使用の単位	利用料金の額
児童等が使用する場合	午前9時から午後9時までの4時間当たり	60円
生徒等が使用する場合		110円
上記以外の場合		220円

b 回数券で使用する場合

区 分	利用料金の額
児童等が使用する場合	1人11回当たり 600円
生徒等が使用する場合	1人11回当たり 1,100円
上記以外の場合	1人11回当たり 2,200円

(2) 設備

区 分	使用の単位	利用料金の額	
		アマチュアスポーツに使用する 場合	アマチュアスポーツ以外の用 途に使用する場合
合宿所	1人1泊につき	児童生徒等が使用する 場合	350円
		上記以外の場合	450円
会議室	1時間につき	250円	500円
ステージ	1時間につき	300円	600円
放送設備	1時間につき	400円	800円
電光表示板	1組1時間につき	700円	1,900円

(3) 電気消費及び暖房使用に係る加算額

区 分			使用の単位	加算額
電気	山形県 体育館	主競技場	全灯使用	1時間につき 2,400円
			4分の1灯を超え2分の1 灯以下使用	1時間につき 1,200円
			4分の1灯以下使用	1時間につき 600円
		ステージ	1時間につき 600円	

		小競技場	1時間につき	150円
	山形県 武道館	柔道場	1時間につき	100円
		剣道場	1時間につき	100円
暖房	山形県体育館主競技場		1時間につき	9,500円
	合宿所		1人1泊につき	200円
	会議室		1時間につき	400円

備考

- 1 山形県体育館及び山形県武道館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。
- 2 この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- 3 この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 4 この表において「生徒等」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 5 この表において「児童生徒等」とは、児童等又は生徒等をいう。
- 6 この表により利用料金の額を算定する場合において、使用する時間の単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 7 施設等の使用に当たり電気を消費し、又は暖房を使用する場合は、(1)又は(2)の表に掲げる額に(3)の表に掲げる額を加算した額とする。

2 適用期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

山形県告示第300号

昭和57年3月県告示第499号（山形県農作物優良品種）の一部を次のように改正する。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 水稻の項に次の1項を加える。

ゆきまんてん（令和8年）

山形県農業総合研究センター水田農業試験場（現山形県農業総合研究センター水田農業研究所）において、雪若丸を母とし、山形122号を父として交配して育成した品種である。

出穂期、成熟期ともにはえぬき並みで中生<sup>なかて</sup>の晩である。はえぬきより長い中稈<sup>かん</sup>で、耐倒伏性は中である。葉いもち抵抗性はやや強く、穂いもち抵抗性は強く、耐冷性は強く、穂発芽性は中である。

千粒重ははえぬきより重く、収量性は優る。

高温登熟耐性はやや強く、玄米の外観品質ははえぬきに優る。また、炊飯光沢、外観、白さ、味に優れ、食味ははえぬきに優る。

県内平坦地帯に適する。

山形県告示第301号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 基本測量を実施した地域

山形市及び上山市

- 2 基本測量を実施した期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（火山基本図作成）

**山形県告示第302号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
最上郡金山町大字金山地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和7年10月31日から令和8年3月25日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第303号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
吉野川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
南陽市蒲生田1954番地の2
- 3 認可年月日  
令和8年3月27日

**山形県告示第304号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事業名	地区名	工事完了年月日
農村地域防災減災事業 （農業用河川工作物等応急対策事業）	諏訪堰2期地区	令和8年3月13日

**山形県告示第305号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事業名	地区名	工事完了年月日
水利施設等保全高度化事業	北平田	令和8年3月17日

**山形県告示第306号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、最上川ふるさと総合公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 使用時間及び休業日

有料公園施設の名称	使 用 時 間	休 業 日
展示研修施設	4月から11月までの期間にあつては午前9時から午後6時まで、12月から翌年の3月までの期間にあつては午前9時から午後5時まで	1 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） 2 12月29日から翌年の1月3日まで
スケートパーク	土曜日、日曜日及び休日にあつては午前9時から午後9時まで、これらの日以外の日にあつては午後1時から午後9時まで	1 月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。ただし、4月29日から5月5日まで及び8月13日から同月16日までの期間を除く。 2 11月の最終日曜日の翌日から翌年4月の第1土曜日の前日まで

備考 展示研修施設について使用の許可を受けた場合は、使用時間外においても当該施設を使用することができる。

2 適用期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

**山形県告示第307号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、最上川ふるさと総合公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分	単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為	1人1日につき	770円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	80円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為	1人1日につき	770円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき 770円
	映画撮影	1日につき 15,260円

条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合		1 広告物 1 平方メートル 1 日につき	1,850円
	スケートパークに常時	外周フェンス	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	45,740円

備考

- 1 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 2 利用料金が年を単位として定められている場合で使用期間に1年未満の端数が生じるときは、当該端数に係る利用料金は、月割計算（1月未満の端数は、1月とする。）により算出した額とする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

有料公園施設の名称		区 分		利 用 料 金	
展示研修施設	企画展示室	入場料金を徴収しない場合		1 時間当たり	130円
		入場料金を徴収する場合		1 時間当たり	540円
	研修室			1 時間当たり	750円
スケートパーク	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1 日当たり	21,730円
		上記以外の場合		1 日当たり	43,460円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	回数券による利用の場合	1 人12回当たり	2,940円
			1 か月券による利用の場合	1 人 1 か月当たり	4,410円
			3 か月券による利用の場合	1 人 3 か月当たり	8,820円
			シーズン券による利用の場合	1 人当たり	11,770円
			ナイター券による利用の場合	1 人 1 日当たり	230円
			上記以外の場合	1 人 1 日当たり	290円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	回数券による利用の場合	1 人12回当たり	5,880円
			1 か月券による利用の場合	1 人 1 か月当たり	8,820円
			3 か月券による利用の場合	1 人 3 か月当たり	17,650円
			シーズン券による利用の場合	1 人当たり	23,540円
			ナイター券による利用の場合	1 人 1 日当たり	470円
上記以外の場合			1 人 1 日当たり	580円	

備考

- 1 この表において「入場料金を徴収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を徴収する場合をいう。

- 2 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 回数券及びシーズン券の有効期間は、発行日から発行年の最終開場日まで、1か月券及び3か月券の有効期間は発行日からそれぞれ1か月間及び3か月間とし、その期間内であっても、発行年の最終開場日の翌日以降は無効とする。
- 4 ナイター券の利用時間は、午後5時から午後9時までとする。
- 5 この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

山形県告示第308号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、弓張平公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	700円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル 1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	700円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	700円
	映画撮影	1日につき	14,600円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル 1日につき	1,700円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ 主要施設の利用料金

有料公園施設の名称	区 分		利用料金
オートキャンプ場	入場	児童生徒等（幼稚園の幼児及びこれに準ずる者を除く。）	閑散期平日 1人1回当たり 125円
			上記以外の日 1人1回当たり 250円
		児童生徒等以外の者	閑散期平日 1人1回当たり 250円
			上記以外の日 1人1回当たり 500円

	テントサイトの使用	駐車を併設するものの使用	宿泊を伴わない使用		1区画1回当たり	2,200円
			宿泊を伴う使用	1泊目及び2泊目	1区画1泊当たり	4,400円
				3泊目以後	1区画1泊当たり	3,500円
	駐車を併設しないものの使用	宿泊を伴わない使用		1区画1回当たり	1,650円	
		宿泊を伴う使用	1泊目及び2泊目	1区画1泊当たり	3,300円	
			3泊目以後	1区画1泊当たり	2,600円	
コテージの使用	宿泊を伴わない使用		1棟1回当たり	5,500円		
	宿泊を伴う使用	1泊目及び2泊目	1棟1泊当たり	11,000円		
		3泊目以後	1棟1泊当たり	8,800円		
テニスコート	児童生徒等のみが使用する 場合	オートキャンプ場宿泊者が使用する 場合		1面1時間当たり	200円	
		上記以外の場合		1面1時間当たり	240円	
	上記以外の場合	オートキャンプ場宿泊者が使用する 場合		1面1時間当たり	400円	
		上記以外の場合		1面1時間当たり	480円	
陸上競技場	全部を単 独で使 用する 場合	児童生徒等のみが使用する 場合		1時間当たり	490円	
		上記以外の場合		1時間当たり	980円	
	上記以外 の場合	児童生徒等が使用する 場合		1人1時間当たり	50円	
		上記以外の場合		1人1時間当たり	100円	
野球場	児童生徒等のみが使用する 場合		1時間当たり	300円		
	上記以外の場合		1時間当たり	600円		
運動広場	児童生徒等のみが使用する 場合		1時間当たり	230円		
	上記以外の場合		1時間当たり	460円		
バターゴルフ場	児童生徒等が使用する 場合	オートキャンプ場宿泊者が使用する 場合		1人1回当たり	200円	
		上記以外の場合		1人1回当たり	250円	
	上記以外の場合		オートキャンプ場宿泊者が使用する 場合		1人1回当たり	400円

			上記以外の場合	1人1回当たり	500円
体 育 館	ア リ ー ナ	全部を単 独で使用 する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	250円
			上記以外の場合	1時間当たり	500円
		半面を単 独で使用 する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	120円
			上記以外の場合	1時間当たり	240円
	上記以外 の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり	30円	
		上記以外の場合	1人1時間当たり	60円	
	軽 運 動 室	全部を単 独で使用 する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	250円
			上記以外の場合	1時間当たり	500円
上記以外 の場合		児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり	30円	
		上記以外の場合	1人1時間当たり	60円	
屋根付広場	全部を単 独で使用 する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	250円	
		上記以外の場合	1時間当たり	500円	
	上記以外 の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり	30円	
		上記以外の場合	1人1時間当たり	60円	

ロ 附属施設及び器具の利用料金

区	分	単	位	利	用	料	金
オートキャンプ場	温水シャワー	1回につき				100円	
	洗濯機	1回につき				100円	
	衣類乾燥機	1回につき				100円	
	ガスコンロ	1回につき				10円	
体育館	温水シャワー	1回につき				100円	
	和会議室	1室1時間につき				400円	
	会議室1	1室1時間につき				250円	

	会議室 2	1 室 1 時間につき	120円
--	-------	-------------	------

ハ 電気消費加算額

区 分		単 位	利 用 料 金
オートキャンプ場	テントサイト（宿泊を伴わない使用）	1 区画 1 回につき	1,150円
	テントサイト（宿泊を伴う使用）	1 区画 1 泊につき	1,150円
体育館	アリーナ	全灯使用	1 時間につき 230円
		1/2灯使用	1 時間につき 110円
		持込機器電源	実費相当額
	軽運動室	持込機器電源	実費相当額
屋根付広場	全灯使用	1 時間につき	210円
	持込機器電源		実費相当額

備考

- この表において「閑散期平日」とは、6月、9月及び10月のうち土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く日をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

山形県告示第309号

次の開発行為は、完了した。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和8年3月5日 指令村総建第325号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東村山郡中山町大字長崎字中原794番1の一部、795番1の一部、795番3、795番4の一部、796番3の一部、797番5の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

山形市大字中野目838番地1 石川建設産業株式会社

山形県告示第310号

次の開発行為は、完了した。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和8年3月23日 指令庄総建第57号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東田川郡三川町大字青山字外川原193番2、194番1、194番2、194番3、195番、196番1、210番1、211番1、211番2、192番9、196番2、244番1、246番1、247番の一部、260番1、字荒田58番1、62番1、69番2の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

東田川郡三川町大字横山字西田85番地

山形県東田川郡三川町土地開発公社 理事長 佐藤 亮

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

住民基本台帳法に基づいて整備・運用される住民基本台帳ネットワークシステムにおける山形県に係る都道府県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県みらい企画創造都市町村課行政係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2084

3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年3月19日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地

5 随意契約に係る契約金額 51,731,105円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年4月7日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

1 落札に係る物品等の名称及び数量

山形県立病院総合医療情報システムに係る電子カルテ端末等（中央病院・新庄病院）一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県病院事業局県立病院課DX推進担当 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)3410

3 落札者を決定した日 令和8年2月13日

4 落札者の名称及び所在地

日本アバカス株式会社 山形市十日町四丁目3番31号

5 落札金額 401,720,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和7年12月26日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年4月7日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
山形県立病院総合医療情報システムに係るプリンター等（中央病院・新庄病院）一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県病院事業局県立病院課DX推進担当 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)3410
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月13日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社メコム 山形市香澄町二丁目9番21号
- 5 落札金額 23,652,200円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和7年12月26日

令和8年4月7日印刷 発行所 山形県庁  
令和8年4月7日発行 発行人 山形県